



～二宮尊徳と掉ヶ島のかかわり vol.1～

関文化課 (本庁3階) ☎22-0183



報徳仕法では、農村復興で活
が行なわれました。
水工事、神社や寺院の再建など
居の新築や建て替え、道路・用
畑の開墾・復興だけでなく、住
から始まった報徳仕法では、田
請い、嘉永元年(1849年)

の一人、二宮尊徳(1787年～
1856年)は、小田原藩(山
村(現在の神奈川県小田原市)
に生まれ、江戸時代後期の天明・
天保の大飢饉で疲弊した数多く
の藩や村を、復興させた農政家
です。本市でも、下館藩の財政
再建や、市内各地の農村復興に
尽力しました。
天保の大飢饉などにより農地
の荒廃が進んでいた幕府領掉ヶ
島村(現在の五所地区掉ヶ島)
も、農村復興事業が行われた場
所の一つです。
村の人々は二宮尊徳に教えを
請い、嘉永元年(1849年)

第25回全国報徳サミット筑西市大会

- ▶テーマ:「報徳仕法に学ぶ 心豊かでたくましく生きる
ひとづくり・まちづくり」
- ▶日時: 令和元年11月9日(土)
午前9時開場 午前9時30分開演
- ▶会場: 明野公民館 イル・ブリランテ
- ▶内容: 報徳学習発表(五所小学校)、基調講演
パネルディスカッション、大会宣言決議など
- ▶参加費: 無料

躍した人物を投票で選び、一
番になった人を表彰しました。
掉ヶ島村では3回の表彰があ
り、その一人の鯛吉は、表彰の
うえ、尊徳にお嫁さんを紹介し
てもらったことが記念碑に記さ
れています。この記念碑はもと
もと掉ヶ島の笹本家にありまし
たが、現在は嘉家佐和地区に移
されています。
「既に亡村」とまで言われた
掉ヶ島でしたが、報徳仕法に
よって人口が2倍以上に増加、
荒廃していた農地も開墾されて
見事に復興を果たしました。



空き家や空き地の所有者へ



空き家や空き地の適正な管理をお願いします

空き家について: 関空き家対策推進課 (本庁2階) ☎24-2134
空き地について: 関環境課 (本庁2階) ☎24-2130

法律により、空き家や空き地の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めることとされています。安心して暮らせるまちづくりのため、空き家や空き地を所有・管理している人は、適切な管理をお願いします。

空き地を放置すると…

- 雑草が生い茂り、害虫の発生、ごみの不法投棄、雑草の花粉によるアレルギーの一因に
- 交通障害となることも
- 枯れ草の放置による火災の発生

梅雨の時期から秋口にかけて、管理されていない土地から雑草が伸びており困っているという苦情が増加します。また、冬季までそのままの状態ですと、火災の恐れもあり大変危険です。所有者自身が責任を持って管理してください。年2回以上の定期的な雑草除去をするなど、管理しましょう。



市では個人の土地の草刈りは行っていません。

適切に管理されていない空き家とは?

- 老朽化などにより倒壊のおそれがある
- 屋根や外壁などの落下又は飛散のおそれがある
- 不法侵入や不法投棄、放火のおそれがある
- ゴミ類の放置により悪臭がしたり、小動物(ネズミなど)が棲みついたりしている
- 雑草の放置により害虫(ハチ・毛虫など)が発生している
- 草木が敷地を超えて周囲に伸び出している



所有者などの責任

所有する空き家が原因で近隣住民や通行人にケガなどを負わせた場合、その所有者(相続人含む)などが被害者に対して損害賠償の責任を負うことになります。